

改正

令和3年10月1日要綱第181号

令和7年4月1日要綱第172号

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号。以下「条例」という。）第42条の規定に基づき、江戸川区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年要綱181号〕

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

- (1) 条例第21条の規定による労働報酬下限額
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(委員の数)

第4条 審議会の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 事業者 2名以内
- (3) 労働者 2名以内

一部改正〔令和3年要綱181号〕

(会議の公開等)

第5条 審議会の会議は、非公開とする。ただし、議事の要旨については、速やかに公表する。

2 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、当該答申の内容を公表する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部契約課契約係において処理する。

一部改正〔令和7年要綱172号〕

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。

付 則（令和3年10月1日要綱第181号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

付 則（令和7年4月1日要綱第172号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。